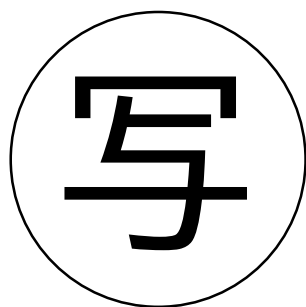




青梅市の地域性および特性に即した学校施設の あり方について(中間報告)

令和7(2025)年
2月

青梅市立学校施設のあり方審議会

目次

序章	はじめに	3
I	審議会の目的、位置付け等	4
II	諮問	4
III	前提条件	5
IV	審議経過	6
第1章	青梅市の現状	7
I	児童・生徒数の現状（令和6年5月1日時点）	8
II	学校施設の老朽化状況	11
第2章	児童・生徒数の推計とアンケート調査	13
I	児童・生徒数の将来推計	13
II	アンケート調査について	15
第3章	協議、検討を行った点	17
I	学校の規模について	17
II	小中一貫教育について	19
III	学校施設の維持管理経費等について	20
第4章	次年度以降の審議について	22
I	前提条件（方向性）	22
II	地区割りについて	22
III	次年度以降の流れについて	23
第5章	審議会委員からの意見等	25
I	学校の規模について	25
II	小中一貫教育について	26
III	学校施設の維持管理経費等について	26
資料編		27
I	青梅市立学校施設のあり方審議会条例	27
II	委員名簿	30
III	諮問文	31
IV	会議等開催状況	32
V	参考資料（審議会資料）	32

序章 はじめに

青梅市立学校施設のあり方審議会は、令和6年2月、教育委員会から諮問「青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について」されたことを受け、次の事項について調査・審議してきました。

- 1 青梅市の学校施設の規模および配置計画の方針に関すること
 - 2 前号の方針にもとづく学校施設の整備に関すること
 - 3 その他学校施設の規模適正化にかかる施策の推進に関すること
- （青梅市学校施設のあり方審議会条例第2条より）

本審議会では、「諮問」にある「青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針の考え方にもとづいた学校施設の在り方（再編）について諮問します。」を受け、それらの計画・方針がより良いかたちで実現される方向性について慎重に調査・審議をしてきました。

諮問に先立ち、本審議会は令和5年7月に発足し、第1回では正副会長の選出と事務局からの説明、第2回ではテーマを「学校規模の適正化・適正配置の必要性について」として文部科学省から担当者をお招きし、委員の理解を深めました。

諮問を受けた第3回以降は、児童・生徒の将来推計値や学校施設の老朽化状況等の資料を元に学校施設の規模や再配置の必要性について認識を深めるとともに、学校施設の現状、市民の意識や願い等を知り、審議に反映するために、「学校規模における実態調査」、「先進事例の視察」、「青梅市学校施設のあり方に関するアンケート調査」を実施し、青梅市の将来の学校配置や施設の整備についてあるべき姿について審議してきました。

諮問の答申時期は令和7年3月31日までとされていましたが、審議の内容をより一層深めるために、今回、中間報告として教育委員会に報告するものです。

これまでの調査審議の内容を十分に踏まえて、次期審議会に引き継ぎ、次年度以降は、地理的要因等を勘案した、市内6地区から意見を聴取し、学校施設の再編等について答申を出していく予定です。

青梅市立学校施設のあり方審議会
会長 大野 容義

I 審議会の目的、位置付け等

1 青梅市立学校施設のあり方審議会の目的と位置付け(審議会条例より)

(1) 目的

青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について調査審議するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、青梅市立学校施設のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(2) 所掌事項

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

ア 学校施設の規模および配置計画の方針に関すること。

イ 前号の方針にもとづく学校施設の整備に関すること。

ウ その他学校施設の規模適正化にかかる施策の推進に関すること。

2 審議会の構成

審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員 14 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験または専門的知識を有する者 2人以内

(2) 青梅市立学校長 2人以内

(3) 青梅市立学校PTAの代表者 2人以内

(4) 青梅市自治会連合会の代表者 2人以内

(5) 主任児童委員の代表者 2人以内

(6) 市民 4人以内

II 諮問

令和 6 年 2 月 16 日付け青教総第 173 号をもって以下のとおり、~~審議会~~諮問を受け、審議を開始した。

1 諮問事項

青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について

2 諮問理由

全国的に少子化が進展する中、青梅市においても児童・生徒数の減少および学校施設の老朽化が進んでおり、今後もこの状況が続くことが見込まれています。

このような中、青梅市教育委員会の教育目標にも掲げている、「子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長すること」の永続的な実現を目指し、児童・生徒の教育環境の抜本的な充実・向上を図るため、学校施設の再編は喫緊の課題となっております。

については、青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針の考え方にもとづいた学校施設の在り方（再編）について諮問いたします。

3 答申時期

令和9年3月31日（当初の答申時期については令和7年3月31日としていたが、令和6年度第11回青梅市教育委員会（定例会）において答申時期の延長を決定）

Ⅲ 前提条件

前述の諮問理由のとおり、審議にあたっては、「青梅市公共施設等総合管理計画」および「青梅市学校規模適正化基本指針」の考えのもと進めることとなり、関連する計画等における内容は以下のとおりである。

なお、東小・中学校については東京都の施設（建物）であるため対象としない。

計画等の名称	内容
第7次 青梅市 総合長期計画	施策の方向性において 「学校施設の老朽化対策や情報通信環境の整備など、安全かつ特色ある教育環境の整備を図るとともに、児童・生徒数の減少に対応した学校の適正配置や本市の特性を生かした小中一貫教育を進めます。」
青梅市 教育大綱	同上
青梅市 公共施設等 総合管理計画	・地域性を勘案した統合や集約化・複合化による施設面積の縮減を検討し更新する。 ・児童・生徒数や適正学級数などを勘案し、長期的に学校施設の統合等を検討する。
青梅市 学校規模適正化 基本方針	・望ましい学校規模と配置 「小学校は、全学年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上で学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことができる24学級以下が望ましい。」 「中学校は、小学校の考え方とほぼ同じであるが、中学校では教科担任制となるため、教員配置の面から5教科（国語、数学、理科、社会、英語）に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上が望ましい。」

	・適正化の対象および方法 適正化の対象は、「望ましい規模でない学校のうち、取組を進めることで教育環境の向上が期待できる学校を規模適正化の対象とします。」 適正化の方法は、「地域の歴史や特性、地域のまとまり（支会・自治会）に配慮し、個々の状況に応じて、統合、通学区域の見直しなどを検討します。」 【詳細は審議会資料参照】
青梅市 学校施設 個別計画	・学校施設の目指すべき姿 「青梅市教育委員会の基本方針（令和２年度）の項目の中で、学校教育施設の環境整備として、老朽化や安全管理への対応、環境衛生面の充実等を考慮していくこととしており、安全で安心できる教育環境を目指します。」 ・学校施設整備の基本的な方針等 「今後40年間の児童・生徒数、学級数の変化を想定すると、小・中学校数の見直しをせざるを得ない状況であり、「適正な学校施設数の見直しによる整備方法」は、市の財政状況に見合った整備方法であります。」 【詳細は審議会資料参照】

IV 審議経過

審議会は令和５年７月に発足し、文部科学省の担当者を招聘した基調講演等を経て、前述のとおり、令和６年２月１６日の第３回審議会にて教育委員会より「青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について」との諮問を受け、令和７年３月３１日を答申時期として調査・審議を開始している。

その後は、児童・生徒の将来推計値や学校施設の老朽化状況、また、アンケート調査の実施や先進他市の視察等から調査・審議を実施してきた。

今後もあり審議を深めるため、答申時期の延長を教育委員会に申入れ、答申時期が令和９年３月３１日まで延長された。このことから、次期審議会の審議・調査のもととなるよう、中間報告をすることとした。

第1章 青梅市の現状

青梅市は市制施行において町村の合併から成り立ち、その後も4村の編入により現在の形となっている。この市制施行前の町村での地域コミュニティが強く残り、様々な地域性を有している。また、地理的特性からも、山間部と都市部とが並存し、それぞれのコミュニティで独自の文化が形成されている。

人口の推移は昭和30年代は5万人台であったが、昭和40年代後半から平成初頭にかけて大きく増大し、13万人台となった。その後、緩やかな増加により、平成17年度に140,922人とピークを迎えた。その後減少に転じて、現在の人口は129,142人（令和6年12月1日時点）となっている。

また、小学校の児童数は昭和57年度の12,023人がピークであり、令和6年5月時点では、5,208人と6,815人の減少、中学校の生徒数は昭和62年度の6,301人がピークとなり、令和6年5月時点では2,779人と3,522人の減少となっている。

児童・生徒数の減少に伴い、成木地区の学校は指定の通学区域にかかわらず、市内全域から就学できる小規模特別認定校に指定されている。成木小学校は平成21年度から、第七中学校は平成24年度から導入されている。

また、児童・生徒数の変化に伴い、通学区域の見直しを図ってきたが、通学区域の弾力化として、令和元年度より距離要件（自宅から最も近い学校を選択可能）を追加し、平準化に取り組んでいる。

現在の学校施設はピーク時の児童・生徒数を基準に昭和40年代、50年代に建設されたものが大半であり、市内26校の小・中学校のうち、現状では、全学年が単学級の学校が小学校では5校、中学校では2校の状況にある。

また、築年数50年以上の学校施設が半数以上を占め、その他においても4割以上が築40年を超えており、施設の老朽化が深刻な課題となっている。

I 児童・生徒数の現状(令和6年5月1日時点)

1 小学校

(1) 児童数

令和6年5月1日現在

	児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
第一小	66 (3)	52 (0)	52 (3)	59 (2)	73 (8)	53 (6)	355 (22)
第二小	71 (7)	90 (13)	83 (14)	70 (14)	82 (12)	95 (7)	491 (67)
第三小	92 (4)	110 (7)	109 (2)	106 (8)	96 (10)	147 (11)	660 (42)
第四小	58 (6)	59 (6)	45 (3)	79 (9)	59 (5)	75 (5)	375 (34)
第五小	40	60	48	60	61	50	319
第六小	11	12	17	16	19	13	88
第七小	3	10	10	5	9	10	47
成木小	13	13	11	17	4	6	64
河辺小	59	51	62	61	59	66	358
新町小	98	106	108	126	122	121	681
霞台小	55	65	70	64	47	56	357
友田小	25	27	24	26	24	26	152
今井小	43	45	45	53	54	53	293
若草小	60 (10)	81 (9)	77 (16)	73 (12)	84 (11)	84 (15)	459 (73)
藤橋小	26	27	23	39	28	38	181
吹上小	58 (8)	61 (11)	54 (9)	54 (10)	48 (10)	53 (7)	328 (55)
小学校計	778 (38)	869 (46)	838 (47)	908 (55)	869 (56)	946 (51)	5,208 (293)

※ () 内数字は特別支援学級の児童数で内数

(2) 学級数

令和6年5月1日時点

	学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
第一小	2	2	2	2	2	2	3	15
第二小	2	3	2	2	2	3	9	23
第三小	3	3	4	3	3	4	6	26
第四小	2	2	2	2	2	2	5	17
第五小	2	2	2	2	2	2	0	12
第六小	1	1	1	1	1	1	0	6
第七小	1	1	1	1	1	1	0	6
成木小	1	1	1	1	1	1	0	6
河辺小	2	2	2	2	2	2	0 (4)	12
新町小	3	4	4	4	4	4	0	23
霞台小	2	2	2	2	2	2	0	12
友田小	1	1	1	1	1	1	0	6
今井小	2	2	2	2	2	2	0	12
若草小	2	3	2	2	3	2	10	24
藤橋小	1	1	1	2	1	1	0	7
吹上小	2	2	2	2	2	2	7	19
小学校計	29	32	31	31	31	32	40 (4)	226

※ () 内数字は通級学級で外数

2 中学校

(1) 生徒数

令和6年5月1日現在

	生徒数			
	1年	2年	3年	合計
第一中	94 (19)	86 (14)	89 (7)	269 (40)
第二中	121 (14)	126 (9)	147 (9)	394 (32)
第三中	155	137	193	485
西中	72	76	72	220
第六中	8	4	13	25
第七中	12	13	13	38
霞台中	106 (19)	108 (25)	120 (12)	334 (56)
吹上中	74 (5)	62 (7)	57 (5)	193 (17)
新町中	127	149	161	437
泉中	120 (13)	133 (14)	131 (15)	384 (42)
中学校計	889 (70)	894 (69)	996 (48)	2,779 (187)

※ () 内数字は特別支援学級の生徒数で内数

(2) 学級数

令和6年5月1日現在

	学級数				
	1年	2年	3年	特別支援学級	合計
第一中	3	2	3	5	13
第二中	4	3	4	4	15
第三中	5	4	5	0	14
西中	3	2	2	0	7
第六中	1	1	1	0	3
第七中	1	1	1	0	3
霞台中	3	3	3	8	17
吹上中	2	2	2	3	9
新町中	4	4	4	0	12
泉中	3	3	3	6	15
中学校計	29	25	28	26	108

Ⅱ 学校施設の老朽化状況

学校施設の築年数、老朽化状況および環境整備状況等は以下となる。なお、老朽化状況については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の判定により、「A：概ね良好、B：部分的に劣化、C：全体的に劣化、D：早急な対応が必要」としている。

1 小学校

令和6年4月1日現在

		築年数	老朽化状況					環境整備状況			その他
			屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	トイレ 改修	特別教室 空調	体育館 空調	
第一小	校舎	58年	D	D	C	B	C	済	済	-	
	体育館	54年	C	C	B	B	C		-	済	
第二小	校舎	13年	A	A	A	A	A	-	-	-	
	体育館	23年	B	B	B	B	B	-	済	済	アリーナ非構造部材耐震化済
第三小	校舎	58年	C	C	B	B	C	済	済	-	
	体育館	53年	D	D	B	B	C		-	済	アリーナ非構造部材耐震化済
第四小	校舎	54年	D	D	B	B	C	済	済	-	
	体育館	9年	A	A	A	A	A	-	-	済	非構造部材耐震化不要
第五小	校舎	55年	A	A	B	B	C	済	済	-	
	体育館	34年	C	C	B	B	B		-	済	
第六小	校舎	49年	C	C	C	C	C	済	済	-	
	体育館	31年	B	B	B	B	B		-	済	非構造部材耐震化済
第七小	校舎	52年	C	B	C	C	C	済	済	-	
	体育館	32年	C	C	B	B	B		-	済	
成木小	校舎	51年	D	D	C	C	C	済	済	-	
	新校舎	26年	B	B	B	B	B		-	済	
	体育館	23年	B	B	B	B	B		-	済	
河辺小	校舎	54年	A	A	C	C	C	済	済	-	
	体育館	53年	C	C	B	C	C		-	済	
新町小	校舎	52年	B	C	C	C	C	済	済	-	
	体育館	51年	D	D	B	B	A		-	済	
震台小	校舎	50年	C	B	C	C	C	済	済	-	
	体育館	49年	B	B	B	B	C		-	済	
友田小	校舎	47年	B	B	C	C	C	済	済	-	
	体育館	47年	B	D	B	B	C		-	済	
今井小	校舎	46年	B	B	C	C	C	済	済	-	
	体育館	46年	B	B	B	B	C		-	済	非構造部材耐震化済
若草小	校舎	46年	D	D	C	C	C	済	済	-	
	体育館	46年	D	A	C	C	A		-	済	
藤橋小	校舎	41年	A	A	C	C	C	済	済	-	
	体育館	41年	A	C	C	C	C		-	済	
吹上小	校舎	40年	A	A	B	B	B	済	済	-	
	体育館	40年	A	A	B	B	B		-	済	

2 中学校

令和6年4月1日現在

		築年数	老朽化状況					環境整備状況			その他
			屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	トイレ 改修	特別教室 空調	体育館 空調	
第一中	校舎	57 年	A	D	B	B	C	済	済	-	
	体育館	57 年	D	D	B	B	B		-	済	
	格技棟	31 年	B	B	B	B	B		-	済	非構造部材耐震化済
第二中	校舎	55 年	C	D	B	B	C	済	済	-	北校舎屋根・屋上・校舎A
	体育館	41 年	A	A	B	B	B		-	済	非構造部材耐震化済
第三中	校舎	56 年	C	D	C	C	C	済	済	-	
	体育館	9 年	A	A	A	A	A		-	済	非構造部材耐震化不要
西中	校舎	52 年	A	D	B	B	C	済	済	-	
	体育館	52 年	C	C	B	B	C		-	済	
第六中	校舎	47 年	A	C	C	C	C	済	済	-	
	体育館	47 年	C	C	B	B	C		-	済	
第七中	校舎	49 年	B	B	C	C	C	済	済	-	
	体育館	48 年	D	C	B	B	A		-	済	
霞台中	校舎	51 年	A	A	B	B	C	済	済	-	
	体育館	50 年	C	C	B	B	C		-	済	
吹上中	校舎	44 年	D	D	C	C	C	済	済	-	
	体育館	44 年	D	D	C	C	C		-	済	
新町中	校舎	43 年	D	C	C	C	C	済	済	-	
	体育館	43 年	B	B	C	C	C		-	済	
泉中	校舎	41 年	A	A	C	C	C	済	済	-	
	体育館	41 年	B	B	C	C	C		-	済	

第2章 児童・生徒数の推計とアンケート調査

本章では、本市の児童・生徒数の将来推計および各種アンケート調査の結果を示している。本市における学校施設の在り方を検討する上での土台となるものである。今後における児童・生徒数の推移とアンケート調査（児童・生徒・保護者・地域住民等）の意見等を次年度以降の検討においての参考とする。

I 児童・生徒数の将来推計

将来推計については、現状のまま何も対策をせずに児童・生徒数が推移していく「自然推移」と、総合長期計画、人口減少と少子高齢化の抑制、地域経済の持続的発展を課題とする総合戦略、移住定住策等の各種施策を講じ、出生率等が好転する「将来展望」からなっている。

ここでは、各種施策が急速に進む少子化を緩和させる「将来展望」を前提とする。また、推計は、コーホート要因法を用いて作成されており、純粋に各学校区内に居住する児童・生徒数を表すため、小規模特別認定校制度による指定校の変更や、特別支援学級の児童・生徒数については見込んでいない。

推計の期限としては、「青梅市学校施設個別計画」の終期となる令和41年としている。1学級の規模は令和41年を見据えて30人とし、表中の網掛け部については「青梅市学校規模適正化基本方針」における望ましい学校規模、小学校は「12学級以上で24学級を超えない範囲」、中学校では「9学級以上で18学級を超えない範囲」、共に「1学級あたり20人程度が確保できる規模」を満たさない状況を表す。また、太枠については複式学級が発生している状況を表す。

1 児童数の将来推計

		2024年	2029年	2034年	2039年	2044年	2049年	2054年	2059年
		令和6年	令和11年	令和16年	令和21年	令和26年	令和31年	令和36年	令和41年
第一小学校区	児童数	351	262	195	195	190	188	172	147
	学級数	15	12	10	12	12	10	7	6
第二小学校区	児童数	473	395	374	373	385	364	308	259
	学級数	19	17	14	17	18	15	12	12
第三小学校区	児童数	721	611	460	431	458	484	463	417
	学級数	26	24	20	18	18	18	18	18
第四小学校区	児童数	374	266	217	247	250	249	233	204
	学級数	15	11	11	12	12	12	12	12
第五小学校区	児童数	359	312	281	281	286	283	259	229
	学級数	15	12	12	12	12	12	12	12
第六小学校区	児童数	96	68	74	74	77	74	64	56
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
第七小学校区	児童数	52	29	41	48	46	39	32	25
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
成木小学校区	児童数	34	35	30	24	24	23	16	12
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
河辺小学校区	児童数	355	281	303	353	345	315	267	233
	学級数	14	12	12	12	12	12	12	12
新町小学校区	児童数	697	525	402	411	459	491	459	402
	学級数	26	20	18	18	18	18	18	18
霞台小学校区	児童数	409	327	250	275	293	302	279	243
	学級数	16	14	12	12	12	12	12	12
友田小学校区	児童数	171	154	131	130	132	124	106	90
	学級数	8	6	6	6	6	6	6	6
今井小学校区	児童数	326	220	183	209	232	245	226	191
	学級数	14	11	10	12	12	12	12	10
若草小学校区	児童数	418	319	362	404	409	386	327	285
	学級数	17	12	17	18	18	17	12	12
藤橋小学校区	児童数	177	134	118	148	170	167	137	106
	学級数	8	6	6	6	6	6	6	6
吹上小学校区	児童数	296	228	152	162	168	176	176	164
	学級数	12	11	6	6	6	6	6	6
合計児童数		5,309	4,166	3,573	3,765	3,924	3,910	3,524	3,063

2 生徒数の将来推計

		2024年	2029年	2034年	2039年	2044年	2049年	2054年	2059年
		令和6年	令和11年	令和16年	令和21年	令和26年	令和31年	令和36年	令和41年
第一中学校区	生徒数	267	242	180	158	151	146	140	126
	学級数	10	10	7	6	6	6	6	6
第二中学校区	生徒数	421	306	266	231	250	253	237	198
	学級数	16	11	11	9	9	9	9	9
第三中学校区	生徒数	584	522	422	306	326	354	372	344
	学級数	21	18	16	12	12	12	15	12
西中学校区	生徒数	266	236	193	178	183	186	182	163
	学級数	10	9	9	6	9	9	8	6
第六中学校区	生徒数	36	29	14	26	24	24	20	16
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3
第七中学校区	生徒数	21	26	11	14	12	12	12	8
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3
霞台中学校区	生徒数	328	315	236	270	282	276	255	216
	学級数	13	12	9	10	12	11	9	9
吹上中学校区	生徒数	193	188	163	110	111	118	125	123
	学級数	8	9	6	6	6	6	6	6
新町中学校区	生徒数	495	445	343	252	288	324	335	298
	学級数	18	16	13	9	12	12	12	12
泉中学校区	生徒数	395	381	285	266	290	306	304	268
	学級数	15	14	11	9	12	12	12	10
合計生徒数		3,006	2,690	2,113	1,811	1,917	1,999	1,982	1,760

Ⅱ アンケート調査について

学校施設の在り方について、児童・生徒本人を含め広く市民にアンケート調査を実施した。詳細な内容については審議会資料を参照。なお、この調査の結果が今後の学校の在り方について方針等を決定するものではなく、審議会での議論を進める上での参考とすべきものである。

1 アンケート調査の対象者

調査については以下の7区分を対象として実施した。

No.	対象者	人数	回答数	回答率
1	小学校6年生の保護者	897	156	17.4%
2	小学校6年生の児童	897	655	73.0%
3	中学校3年生の保護者	947	133	14.0%
4	中学校3年生の生徒	947	507	53.5%
5	未就学児の保護者	654	140	21.4%
6	青梅市内の17歳の若者	1,169	197	16.9%

7	青梅市内の18歳以上無作為抽出	998	177	17.7%
	合計	6,509	1,965	30.2%

2 アンケート調査の主な内容

保護者等については、「学校に力を入れてほしい教育内容」や「学校規模等の現状と学校への期待」、「小規模校対策と配慮すべき点」等について尋ねた。無作為抽出による市民に対しては「地域としての学校施設に期待すること」、「自身の学校との関わり方」等について尋ねた。なお、全ての対象において自由記入での回答を求める等の幅広い範囲での調査となっている。

3 アンケート調査の結果

アンケート調査の結果については、自由意見も含め、多種多様な意見が出ている。次期の審議会においての参考とする。

ここでは、結果の概要について記載する。

まず、保護者が学校に望む教育内容は小・中学校ともに、学校の規模を問わず、「自他を大切に作る豊かな人間性を養うこと」、「何事にも主体的に取り組む自主・自立の精神を養うこと」、「友情を育み、協力して課題に取り組む力を育てること」が多く選択されている。また、学級の規模における満足度については、どの規模の学校においても「児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育が受けられる」ことが多数を占めている。

小規模校対策の必要性においては、児童・生徒の保護者については多数が必要との回答があり、未就学児の保護者については必要・不要がそれぞれ半数と意見が分かれる結果となっている。

児童・生徒本人からは、現状の学校規模に概ね満足している回答が多いが、北部・西部の学校では他に比べてもっと大きな規模を希望する子どもたちが比較的多い結果となった。

地域からの意見（18歳以上の無作為抽出）については、学校施設に期待することは「子どもたちが教育を受けられる施設」、「避難所など、地域の防災拠点」が多く選択され、「市や地域の歴史、文化の一部であり、中核的な存在であること」、「地域のつながり、地域社会コミュニティの拠点であること」、「地域の行事の会場であること」が比較的低い結果となった。

第3章 協議、検討を行った点

本審議会は令和5年度、6年度と2年間にわたり先進他市の視察も踏まえ、「学校規模適正化基本方針」等からなる学校の規模、小中一貫教育、施設の維持経費等について、メリット・デメリットの観点等から協議を行った。協議・検討を行った点は以下となる。また、それぞれの項目における審議会委員からの意見は第5章に掲載する。

I 学校の規模について

学校の規模については、「青梅市学校規模適正化基本方針」において、望ましい学校規模が示されており、今後の学校施設の在り方を検討する上で改めて、国の方針、市の実情等を踏まえて、協議を行った。

なお、「青梅市学校規模適正化基本方針」における望ましい学校規模は以下のとおりである。

小学校	12学級以上24学級以下(各学年 2～4 学級)
中学校	9学級以上18学級以下(各学年 3～6 学級)

1 国(文部科学省)が提示する学校の規模

平成27年度に少子化により学校規模が過度に小規模化することにより、教育条件への影響が懸念されることを受けて策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」では、学校の適正な規模・配置に関して留意すべき点や小規模校を存続させる場合の教育の充実などについて、具体的な内容がメリット・デメリットを含め記載されている。

この手引きの用途としては「各市町村が主体的な検討を行う参考資料として利用されることが望まれる」となっており、本市でも今後の検討の指針となるものである。

なお、国が示す標準規模は以下のとおりである。

小学校	12 学級以上 18 学級以下
中学校	12 学級以上 18 学級以下

2 市立小・中学校長への調査

市立小・中学校長を対象に学校の規模について、「学校教育の充実」・「児童・生徒にとって」・「教職員にとって」の3つの視点におけるそれぞれメリット・デメリットについて調査を実施した。

調査結果については、前述の文部科学省の手引におけるメリット・デメリットと共通する事項が多く、全国的な捉え方と同様の課題等があった。また、独自の意見としては、望ましい規模に満たない小規模校では、児童・

生徒、一人ひとりの顔が見える関係からのメリット等が多い一方、卒業後、例えば高校へ進学した途端に今までの生活環境が一変して対応できなくなる、いわゆる高1クライシスに陥る可能性があるとの意見が挙げられている。また、中規模校においては、いわゆる学校らしい教育や人間関係を学べるメリット等が多いことが挙げられた。一方、学校に限らず、人が集まれば発生するような人間関係からのトラブル面でのデメリットが挙げられた。

Ⅱ 小中一貫教育について

学校施設の形態として、義務教育学校や施設一体型の小中一貫校など、近年は様々な形の学校施設が造られている。そのような形態において、子どもへの教育を第一に考えると、小中一貫教育についての検討が必要であることから、近隣市である飯能市の施設隣接型小中一貫校の視察を含め協議を行った。

なお、小中一貫教育および施設の体系は以下のとおりである。

小中一貫教育	小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育
義務教育学校	・新たな学校種(一つの学校) ・一人の校長 ・一つの教職員組織 修業年限:9年
小中一貫校	・組織上、独立した小学校および中学校が一貫した教育を施す形態 ・それぞれの学校に校長 ・それぞれの学校に教職員組織 修業年限:小学校6年、中学校3年
施設一体型	小学校と中学校の校舎の全部または一部を一体的に設置(小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む)
施設隣接型	小学校と中学校の校舎を同一敷地または隣接する敷地に別々に設置
施設分離型	小学校と中学校の校舎を隣接していない、異なる敷地に別々に設置

1 飯能市「奥武蔵創造学園」の視察

奥武蔵創造学園は令和元年度に開校した、奥武蔵小学校と奥武蔵中学校の2校からなる施設隣接型の小中一貫校となる。開校にあたり、3つの小学校を1校に統廃合している。実際に教育現場を視察し、4つの視点（教育について・地域について・統合方法について・施設について）の質疑を行った。質疑内容については審議会資料を参照。

Ⅲ 学校施設の維持管理経費等について

学校施設の在り方を検討する上で、コスト面についても考慮する必要がある。現状での学校施設を維持する上での費用、また、学校施設において特殊な機能となるプール施設についても検討を行った。

1 施設の維持管理経費

市立小・中学校のこれまでの維持管理経費については以下のとおりである。これは学校施設個別計画策定時における平成20年度から令和元年度までの維持管理経費の平均額である11.6億円と比較し、1億円増額の12.6億円となっている。これは老朽化した施設の補修や、機能向上として、屋内運動場、特別教室等への空調設備の導入、トイレの改修、屋上防水・外壁等の改修また、近年の物価上昇等が影響している。

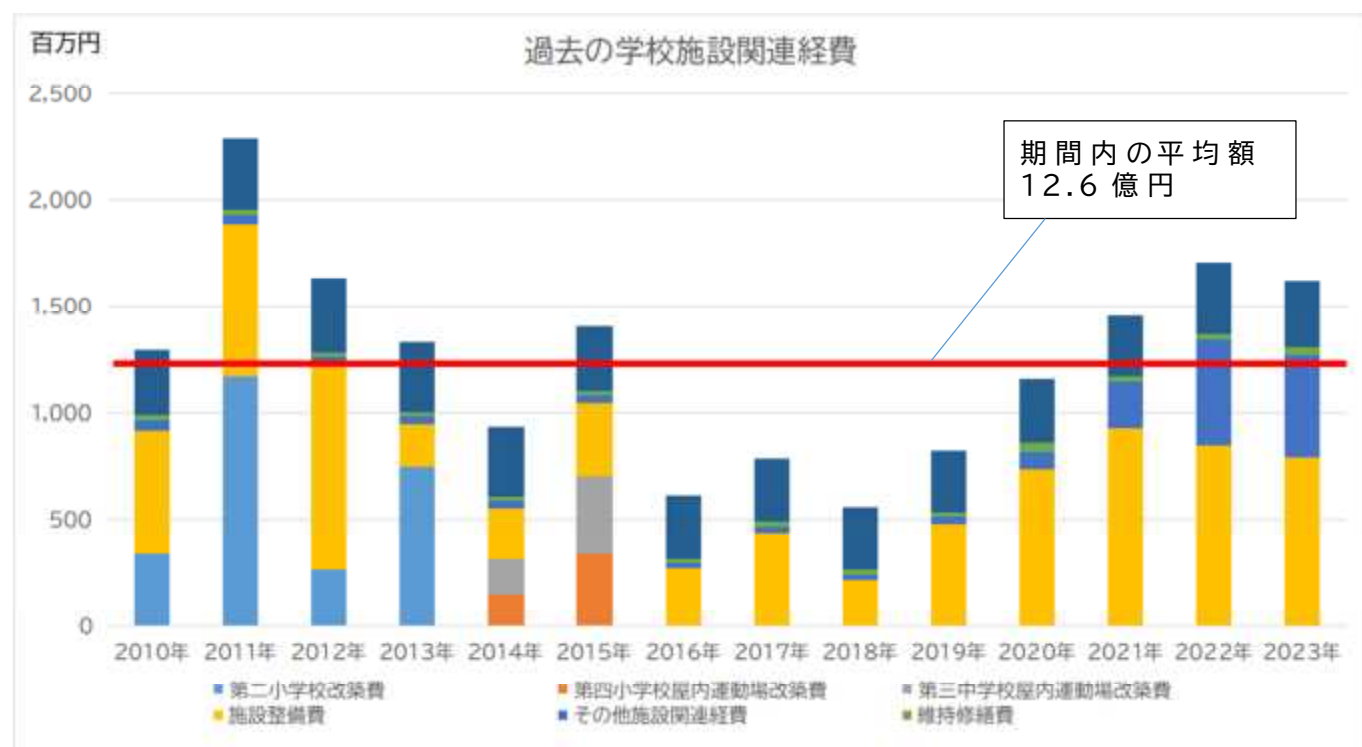
単位:千円

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
施設整備	913,797	1,886,031	1,223,018	943,938	544,384	1,043,520	264,914
その他施設整備	51,997	43,810	38,997	36,951	38,549	34,743	25,150
修繕費	22,657	22,084	21,175	20,058	19,718	22,304	19,419
光熱水費・委託料	306,730	332,692	347,653	326,445	328,108	305,120	300,876
計	1,295,181	2,284,617	1,630,843	1,328,879	930,759	1,405,687	610,358

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設整備	431,709	212,854	474,460	730,961	927,434	847,062	793,416
その他施設整備	33,455	26,020	35,725	83,123	219,663	494,497	475,104
修繕費	19,971	19,065	20,699	43,573	20,600	23,017	36,047
光熱水費・委託料	300,843	298,420	289,510	296,674	285,872	335,537	309,434
計	785,978	556,358	820,394	1,154,331	1,453,569	1,700,113	1,614,001

※2010年度～2013年度の施設整備費については、第二小学校改築工事費を含む。

※2014年度、2015年度の施設整備費については、第四小学校屋内運動場改築工事費を含む。



2 プール施設について

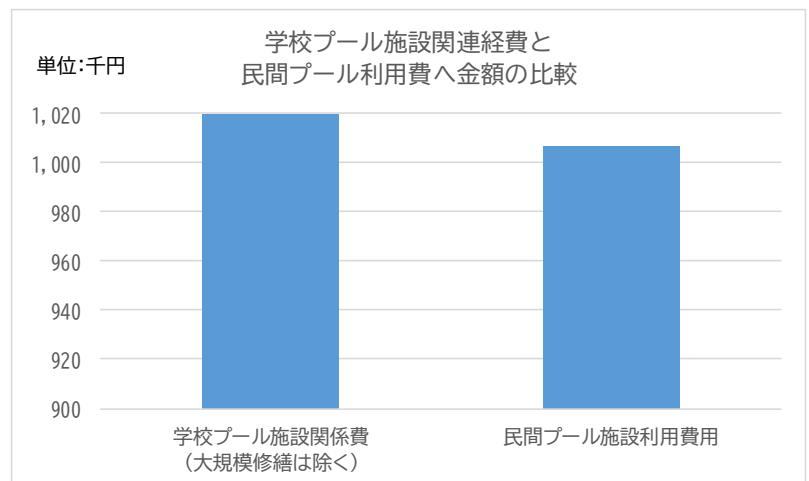
学校施設を検討する中で、特殊な機能であるプール施設については、各学校ともに少ない稼働日数であるが、多くの維持管理経費が生じている。また、水泳授業の準備や実施に対して教職員等の多くの人的資源を要している。改訂学習指導要領において水泳授業については、特段の事情がある場合は実技の授業を行わないこともできる形となっている。また、近年は学校にプール施設を設けず、民間水泳事業者の施設を利用し、専門のインストラクターによる指導補助を行っているケースがある。本市においても、成木地区・小曾木地区の学校では市内の民間水泳事業者の施設を活用した水泳授業を行っている。

令和5年度のプール施設の維持費および民間施設の費用は以下のとおりである。

単位:千円

学校プール施設関係費 (大規模修繕は除く)	全体経費	平均経費
小学校14校	11,890.0	849.2
中学校8校	10,528.9	1,316.1
合計	22,418.9	1,019.0

民間プール施設利用費用	全体経費	平均経費
小学校2校	2,799.5	1,399.7
中学校2校	1,226.5	613.2
合計	4,026.0	1,006.5



第4章 次年度以降の審議について

次年度以降の審議については、学校施設の再編を検討する上で、より具体的な議論をするため、市域を複数の地区に分けて議論を行うこととなる。

地区割りについては当初の4つの地区割りから協議の結果、中学校区を基本とする6つの地区割りとした。また、次年度以降の流れについて、ロードマップを示し、協議を進めていくこととした。

I 前提条件(方向性)

前章の内容にて議論を行い、賛否はあったものの、教育的観点からも子どもたちのことを第一に考え、「序章 III 前提条件」に記載された各種計画が大前提となることについて、一定の理解を得ることができた。この前提条件をもとに、次期審議会では地域固有の意見等を集約し、答申に向けた調整を行うこととする。なお、地域からの意見集約の方法については次項以降に記載する。

II 地区割りについて

1 考え方

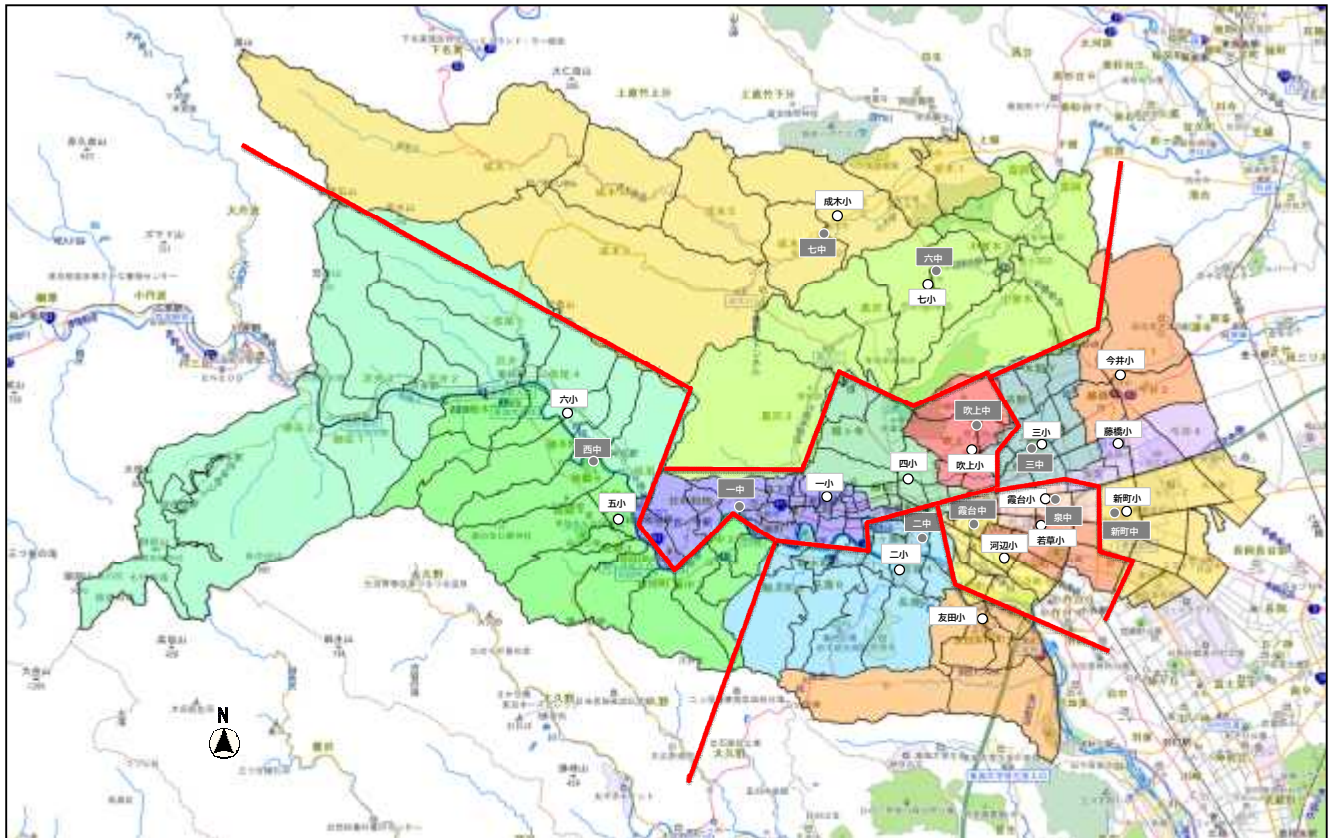
既存の中学校区を基本として、地理的要因や過去から学校施設数が拡大した経緯等を踏まえた地区割りとしている。

2 地区割り

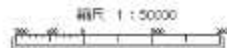
地区および学校区に含まれる小・中学校は以下のとおりである。

地区名	西部	北部	中央部	南部	東部1	東部2
小学校区	第五小学校 第六小学校	第七小学校 成木小学校	第一小学校 第四小学校 吹上小学校	第二小学校 友田小学校	河辺小学校 霞台小学校 若草小学校	第三小学校 新町小学校 今井小学校 藤橋小学校
中学校区	西中学校	第六中学校 第七中学校	第一中学校 吹上中学校	第二中学校	霞台中学校 泉中学校	第三中学校 新町中学校

3 地区割り図



この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



Ⅲ 次年度以降の流れについて

1 部会の設置について

審議会設置時より、再編案については地域の意見を十分に聴取しながら行うこととしており、地区ごとに審議会条例における部会を設置し意見聴取を行う予定であった。しかし、具体的な審議を進める中で、現状の審議会委員が各部会の部会長となり、部会を取り仕切ることにについて、また、審議会委員は学校長や自治会連合会また地域の児童委員の代表等の地域属性があり、それぞれが部会に配属された場合に公平な意見聴取や協議を行うのが困難である等の課題が明らかとなった。

このため、審議会の審議を進める上での部会設置の目的が「再編案について地域の意見を聴取する」ことであることから、部会は設置せずに、事務局が地域からの意見聴取を行うこととした。

なお、地域からの意見聴取については、各地区内小・中学校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による学校運営協議会委員を一堂に集める場を設けて行うこととした。

2 次年度以降の流れについて

令和 7 年度以降の流れ等については以下のとおりとする。

(1) 各地区の再編案等の協議

各地区の再編案について協議を行う。ここでの再編案については地区毎に一つの案に絞るのではなく、複数の案を地域へ提示する形として協議する。

なお、協議を行う上で、重要となる、小中一貫教育等における教育委員会の方針を示すよう、教育委員会に要望している。

(2) 地域からの意見聴取

各地区の再編案について、各地区内小・中学校の学校運営協議会委員を一堂に集める場を設けて、事務局より説明を行う。そこで、地域の課題等について聴取を行い、その結果を事務局から審議会に報告する。

(3) 地域からの意見集約

審議会は各学校運営協議会委員から出された再編案の課題等について、市全体を総括して協議する。また、学校運営協議会委員から地区を跨ぐような意見や、提示した再編案とは別の再編案が出された場合、前述と同様に市全体を総括して協議し、必要と認めれば、再編案の修正について協議する。

(4) 答申についての協議

すべての地区での学校運営協議会委員からの意見をもとに審議会
で十分協議し、答申内容について検討を行う。

答申については、単に再編案の提示のみならず、付帯事項として再編にあたっての留意事項等についても掲示する。

第5章 審議会委員からの意見等

審議会の議事録および資料については、青梅市教育委員会ホームページにて全文を公開している。また、広くこの内容を周知する意味合いも含めて、議事録および資料は市内11の市民センターおよび教育総務課の窓口で閲覧できる体制を構築している。この中間報告に収まらない意見や協議内容についても参考となるものである。

なお、各分野での審議会委員からの意見は以下のとおりである。

I 学校の規模について

1 学校規模全般

国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」および市立小・中学校長への調査結果から、学校は学業だけを学ぶ場ではなく、他者との共同生活により人間性を学ぶ場でもあり、ある程度の規模は必要との意見が出た一方で、大勢の人数になじまず、小人数を望む子どももいるとの意見が挙げられた。また、複式学級については、子どもへの教育上の観点や、教職員への負担などから、避けなければならないとの意見が多数を占めた。一方で、複式であれど、少数であれど今の学校を継続すべき、複式学級で学力が上がった例もあるとの意見も挙げられた。

また、アンケート調査において保護者が強く望む「児童・生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育」については、単に児童・生徒数が少なくなれば達成できるものではなく、児童・生徒数が少なくなればそこに配属される教職員も少なくなり、単学級となると教職員一人ひとりが学年・学校の業務を重複して行うことになるなどの負担が大きくなることは理解する必要があるとの意見が挙がった。

2 小規模特認校制度について

青梅の自然豊かな特性を活かした小規模特認校は魅力があり、それを望む人もたくさんいるのではないかととの意見が挙がった。また、特認校も色々な特認校があり、例えば不登校の特認校など、学校に行けない子の居場所を考える必要があるとの意見も挙がっている。

その一方で、特認校というような形で、それぞれの学校の特性を生かした学校をつくることは素晴らしいことだが、結局、このままの数ではやっていけないという意見や、小規模特認校については、先生方への負担や、通常学級の児童への影響、保護者が地域にいないなどを考えると、設置について慎重にしていくべきとの意見も挙がった。

Ⅱ 小中一貫教育について

小中一貫校や義務教育学校など、一つの小学校と一つの中学校を統合して小中一貫校とした場合でも、各学年の規模はまったく変わらないことを認識しなければならないとの意見が挙げられた。また、義務教育学校では、施設面でも、小学１年生と中学３年生では体の成長の違いから、同じ施設を使うことが困難であるとの指摘や、小学校６年生は小学校でリーダーとして育てているが、そういうリーダーも育たなくなり、自己肯定感も低くなってしまふとの意見が挙げられた。

また、学校の施設数を単に減らすのであれば、義務教育学校または、小中一貫校とするのが単純であるが、青梅市教育委員会として、小中一貫教育をどのように進めていくのか、義務教育学校を市内全域に広げるのか、施設一体型の小中一貫校とするのか等の方針を示してもらいたいとの意見が挙げられた。

Ⅲ 学校施設の維持管理経費等について

何よりも大前提として、施設が安全・安心に使えるものである必要があるとの意見が挙げられた。さらに、費用面や規模・内容について次のような意見が挙げられた。

モノを作り、維持していくのにはお金がかかり、現状としては補修等を行いながら何とか維持をしているが、将来的に費用面を見ても児童・生徒数に合わせて学校施設の削減を考える必要がある。学校施設だけでなく市民センターの統合も検討されているので、その面の財政も見る必要がある。せっかく新しいものを作るのであればワクワクするような特色のある施設にしたい。児童・生徒数の規模に合わせた施設にすれば財政的にも負担を軽減できる等の意見が挙がった。

また、プール施設については、次のような意見が挙げられた。

学校のプールを使わなくても教育的な効果が認められるものについては、民間施設を活用することも考えられる。実際に市内でも民間施設を利用している。きれいな施設でインストラクターの指導補助による水泳指導により、少ない回数で子どもたちの泳力が上がっていることから、全部の学校がこのような状況でできれば、本当にすばらしい環境だと思ふとの意見が挙がった。

資料編

I 青梅市立学校施設のあり方審議会条例

（設置）

第1条 青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について調査審議するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、青梅市立学校施設のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1） 学校施設の規模および配置計画の方針に関すること。
- （2） 前号の方針にもとづく学校施設の整備に関すること。
- （3） その他学校施設の規模適正化にかかる施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- （1） 学識経験または専門的知識を有する者 2人以内
- （2） 青梅市立学校長 2人以内
- （3） 青梅市立学校PTAの代表者 2人以内
- （4） 青梅市自治会連合会の代表者 2人以内
- （5） 主任児童委員の代表者 2人以内
- （6） 市民 4人以内

2 教育委員会は、前条各号に規定する事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会および第8条の部会に、教育委員会が委嘱する臨時委員を置くことができる。

（委員および臨時委員）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長および副会長）

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行うことができる。この場合において、オンライン会議への出席を第2項の出席とみなす。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経緯および結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、第6条および前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育総務担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定め

る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日とする。

Ⅱ 委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
和 田 孝	条例第3条第1号 (学識経験または専門的知識を有する者)	
◎大 野 容 義		
塚 田 直 樹	条例第3条第2号 (青梅市立学校長)	
田 中 明 子		
萩 原 真 一	条例第3条第3号 (青梅市立学校PTAの代表者)	令和6年7月3日まで
川 鍋 重 美		
佐 藤 亮		令和6年7月4日から
高 木 広 美		
平 岡 孝	条例第3条第4号 (青梅市自治会連合会の代表者)	
○加 藤 博 行		
神 山 典 久	条例第3条第5号 (主任児童委員の代表者)	
和 田 智 子		
井 上 由 紀	条例第3条第6号 (市民)	
篠 山 耕 一		
土 岐 旬美子		
松 尾 好 樹		

任期：令和5年7月6日から令和7年3月31日まで

※◎：会長 ○：副会長

Ⅲ 諮問文

青教総第 173 号

令和 6 年 2 月 16 日

青梅市立学校施設のあり方審議会

会長 大野 容義 様

青梅市教育委員会

教育長 橋本 雅幸

青梅市立学校施設の在り方に関する諮問について

青梅市立学校施設のあり方審議会条例第 2 条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市立学校施設のあり方審議会へ諮問いたします。

記

1 諮問事項

青梅市の地域性および特性に即した学校施設の在り方について

2 諮問理由

全国的に少子化が進展する中、青梅市においても児童・生徒数の減少および学校施設の老朽化が進んでおり、今後もこの状況が続くことが見込まれています。

このような中、青梅市教育委員会の教育目標にも掲げている、「子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長すること」の永続的な実現を目指し、児童・生徒の教育環境の抜本的な充実・向上を図るため、学校施設の再編は喫緊の課題となっております。

ついては、青梅市公共施設等総合管理計画および青梅市学校規模適正化基本方針の考え方にもとづいた学校施設の在り方（再編）について諮問いたします。

3 答申時期

令和 7 年 3 月 31 日まで

以 上

IV 会議等開催状況

回	開催日	協議内容等
第1回	令和5年8月18日	・委嘱状交付 ・正副会長の選任 ・関係する市の計画等について ・審議会の役割、今後のスケジュールについて
第2回	令和5年10月16日	・文科省講演「適正規模・適正配置の考え方」 ・今後のスケジュール等について
第3回	令和6年2月16日	・諮問 ・今後のスケジュール等について
第4回	令和6年5月17日	・学校施設の規模について ・先進事例の視察について
視 察	令和6年7月4日	・飯能市奥武蔵創造学園視察
第5回	令和6年7月19日	・視察の感想について（小中一貫教育について） ・アンケート調査の実施について
第6回	令和6年8月28日	・アンケート調査の実施について ・学校施設の老朽化状況等について
第7回	令和6年10月11日	・アンケート調査の結果（速報値）について ・地区割り案について
第8回	令和6年11月18日	・アンケート調査の結果について ・地区割り案の修正案について ・部会の設置について ・次年度以降の審議会について ・答申について ・中間報告の骨子案について
第9回	令和7年1月29日	・中間報告について

V 参考資料（審議会資料）

- 1 青梅市学校規模適正化基本方針（第1回審議会・資料4）
- 2 青梅市学校施設個別計画（第1回審議会・資料5）
- 3 青梅市学校施設のあり方に関するアンケート調査 調査結果報告書
（第8回審議会・資料 1-1、1-2）

- 4 学校規模における実態調査について(第4回審議会・資料2)
- 5 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引
(第3回審議会・参考資料)
- 6 飯能市奥武蔵創造学園視察における質疑一覧(第5回審議会・資料1)